

鹿角市告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更するので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

この変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成30年1月5日

鹿角市長 児 玉 一

字界変更調書

変更前の字の区域	変更後の字の区域
鹿角市十和田毛馬内字又四郎川原 24の1の一部、65の一部、110の一部、112の一部、113の一部、165の一部、168の一部、169の一部、174の一部、178の4の一部、179の一部、180の一部、182の一部、183の一部	鹿角市十和田毛馬内字刈昼前
鹿角市十和田毛馬内字日影 9、13から15まで、17、19、21、24から26まで、27の1、27の2、28、30から35まで、36の1、36の2、37の1、37の2、38、41、44、73、75から80まで、81の一部、84	
鹿角市十和田毛馬内字屏風田 18、99の一部	
鹿角市十和田毛馬内字桜ノ又 3、4の4、6、8の1、10の1、11の1、12の1、13の1、14の1、15の1、16の1、17の1、18の1、92、93、94の一部、101、102の一部	鹿角市十和田毛馬内字屏風田